

海外経済要録

米州諸国

◇米国、1964年第3四半期の国際収支若干の改善

昨年第3四半期の米国国際収支は、前期比若干の改善をみ、通常取引収支(季節調整済み)赤字は566百万ドル(前期691百万ドル)、政府特別取引を含めた総合収支赤字は359百万ドル(前期608百万ドル)とそれぞれ減少した。

この期の改善の主因は、輸出の好調による貿易収支黒字の増加であるが、その一部は期末港湾労組のストにそなえて輸出の船積みが急がれたことによるものとみられ、黒字の増勢が強まったものとはいいい切れない。

資本収支は依然大幅の赤字を続けている。内容的には、カナダのコロンビア川開発計画に対する255百万ド

ルの融資などにより長期貸付が急増したのが注目される。これまで高水準にあった短資流出による赤字は当四半期には急減したが、これは必ずしも基調の変化とはみられず、第4四半期には再び増加に転じた模様である。

◇米国対外援助教書

ジョンソン大統領は1月14日議会に対外援助教書を送付し、1966会計年度の対外援助支出額として33.8億ドル(うち軍事援助11.7億ドル、その他の援助22.1億ドル)を要請した。これは前年度要請額を136百万ドル下回り、戦後米国の対外援助計画史上の最低額である。

今回の予算要請に際して大統領は、これが米国の利益を擁護するための必要最低限度額であることを強調する一方、今後その必要が生ずれば追加要請も辞さない旨明らかにしている。大統領は対外援助の基本方針として、①選択的かつ集中的な援助、②被援助国に対する自助精神の要請、③民間部門の役割重視、④多角的援助の強化と諸外国による援助肩代り促進、⑤援助管理の効率化、をあげ、これが実現のため以下のような具体的勧告を行なっている。

(1) 軍事援助予算要請額11.7億ドル(前年度比115百万ドル増)の約3/4はギリシアから韓国に弧を描いて連なる11か国に集中するほか、軍事援助を補完する防衛支持援助費369百万ドルの88%を南ベトナム、ラオス、韓国、ヨルダンで使用する。なかんずく南ベトナムとラオスに対しては、上記軍事・防衛支持援助費のうち5億ドル以上を供与するとともに、必要の場合南ベトナムに対してのみ使用しうる特別スタンドバイ権限を要請する。

(2) 米国の開発援助政策の基本原則は、効果的な自助計画を実施している国、つまり援助を活用する能力のある国に対して援助することにある。したがって低開発国は自国資源の開発などのため自助手段を講ずるとともに、不必要な軍備や対外冒険活動に資源を浪費しないようにする必要がある。

(3) 一方対外援助の成功のためには、いっそう民間資本と技術の動

米 国 国 際 収 支

(単位・百万ドル)

	1963年				1964年			
		I	II	III	IV	I	II	III(暫定)
A. 通常取引(季節調整済み)	- 3,261	- 1,170	- 1,314	- 379	- 398	- 242	- 691	- 566
1. 貿易収支	4,993	953	1,260	1,242	1,538	1,746	1,460	1,615
2. 軍事支出	- 2,238	- 566	- 525	- 594	- 553	- 507	- 577	- 505
3. 投資収益	3,273	884	814	780	795	1,039	1,007	971
4. その他サービス	- 343	- 63	- 103	- 124	- 53	- 26	- 59	- 118
5. 送金・年金	- 826	- 209	- 209	- 206	- 202	- 197	- 208	- 214
6. 政府資本収支	- 3,785	- 899	- 1,170	- 791	- 925	- 773	- 939	- 890
7. 民間資本収支	- 3,997	- 1,152	- 1,371	- 421	- 1,053	- 1,358	- 1,320	- 1,453
a. 米国長期資本	- 3,244	- 1,159	- 876	- 442	- 767	- 735	- 720	- 1,193
直接投資	- 1,888	- 618	- 477	- 235	- 558	- 521	- 571	- 519
証券投資、長期貸付	- 1,685	- 546	- 598	- 303	- 238	- 227	- 263	- 586
b. 米国短期資本	- 753	- 7	- 495	- 21	- 286	- 623	- 600	- 260
c. 外国長短資本	310	24	266	113	45	22	131	45
8. 誤差および記録外取引	- 338	- 118	- 10	- 265	55	- 166	- 55	28
B. 特別取引(季節調整前)	1,344	458	171	401	289	148	83	207
1. 政府貸付の期限前返済	326	25	34	241	26	52	33	30
2. 兵器輸出代金前受	334	20	5	80	239	151	64	24
3. 特別中期債券売却	659	413	142	80	24	55	114	201
a. 短期転換不能債	- 43	63	- 10	- 95	- 1	- 55	- 8	- 2
b. 短期転換可能債	702	350	152	175	25	...	122	203
C. 総合収支(A+B)	- 1,942	- 712	- 1,143	22	- 109	- 94	- 608	- 359
“(A+B-Bの3b)	- 2,644	- 1,062	- 1,295	- 153	- 134	- 94	- 730	- 562
D. 外国保有ドル増減(-)	1,564	323	917	192	132	- 166	201	739
うち公的保有	970	- 74	773	145	126	- 399	92	181
E. 米国準備資産増(-)減	378	32	124	227	- 5	51	303	70
1. IMFポジション	30	- 46	2	59	15	131	118	135
2. 外貨	- 113	- 33	6	- 28	- 58	- 228	- 258	- 45
3. 金	461	111	116	196	38	46	73	20

資料: Survey of Current Business, December 1964.

予算規模の推移

(単位・億ドル)

会計年度	歳入	歳出	収支尻
1960	778	765	13
61	777	815	- 38
62	814	878	- 64
63	864	926	- 62
64	894	977	- 83
65(実績見積り)	912	975	- 63
66(見積り)	944	997	- 53

員をはかる必要がある。このため低開発国に対する民間投資につき、税制上の優遇措置の制定および対外援助法に基づく投資保障計画に関する権限の拡大を要請する。

(4) 同時に、政府としても多角的援助を強化し、引き続き海外先進国に対して援助肩代りを要請していく。そのためにも、米州開発銀行への出資分として750百万ドルの支出権限を早急に承認するよう要請する。

(5) 効果的な援助計画には効果的管理が必要である点にかんがみ、現に国際開発局(AID)の人事機構の改善および職員の資質向上に努めているが、この努力を政府の全外交関係機関にまで及ぼしていくつもりである。

◇米国予算教書

ジョンソン大統領は1月25日、明1966年度の予算教書を議会に送付した。それによると行政予算歳出は997億ドル(本65年度見込み975億ドル)、歳入は944億ドル(同912億ドル)、赤字は53億ドル(同63億ドル)となっている。

行政予算内訳

(単位・億ドル)

	1966年度 見積り	1965年度 (実績) (見積り)	増減
歳入	944	912	32
個人所得税	482	470	12
法人	276	256	20
消費税	98	107	- 9
歳出	997	975	22
国防	516	522	- 6
うち軍事援助	11	12	- 1
国際関係	40	40	-
うち経済援助	21	21	-
宇宙研究	51	49	2
農業資源	39	45	- 6
天然資源	27	27	-
商業・運輸	28	34	- 6
住宅・地域開発	※	- 3	3
保健・労働・福祉	83	62	21
教育	27	15	12
復員軍人	46	54	- 8
国債費	116	113	3
一般行政費	25	24	1
歳出超過(-)	- 53	- 63	

※50百万ドル以下。

同教書の冒頭において大統領は、本予算が「偉大な社会」への足がかりとなるものである旨強調するとともに、それが浪費的でも出しおしみをするものでもなく適度に必要を充足するものであると述べている。本予算の特徴としては、①歳出規模を1,000億ドル以内に抑えるとともに、赤字幅を前年比10億ドル削減して一応均衡予算への努力を示していること、②国防力がすでに十分強化されていることを理由に前年に引き続き国防費を少額ながら削減したこと、③偉大な社会実現のため保健・教育費など社会福祉支出を大幅に増額していること、④景気刺激対策として消費税減税(7月1日実施、平年度17.5億ドル)を提案していることなどがあげられる。結局、歳出増額と減税による赤字財政を通じて引き続き経済拡大を促進しつつ、予算配分の重点化を通じて偉大な社会を建設することをねらったものといえよう。

消費税減税額が一般の予想を下回ったことは政府自体経済の先行きについてまだ模様ながめの状態にあることを示すものともみられているが、議会審議の過程において政府原案が増額修正をうけることは必至とされている。

なお歳入見積りは、本年の名目GNPが6,600億ドル前後(前年比6%増)に達するとの見通しに基づくものである。

欧州諸国

◇EEC諸国の域内関税引下げ

1月1日、EEC諸国の域内関税が基準関税(1957年1月1日現在における域内諸国の関税の算術平均)に比し10%引き下げられた。今回の引下げはローマ条約の規定に従ったもので、対象品目は工業製品および農産物のすべてにわたっている。この結果基準関税に対する域内関税の引下げ率は、工業製品について70%、農産物中自由化品目について50%、非自由化品目について55%とな

った。

◇EFTA工業製品の域内関税引下げ

EFTA理事会は12月30日、1965年1月1日以降工業製品の域内関税を基準年次(1960年1月1日)の水準に比しさらに10%引き下げる旨発表した。この結果工業製品の域内関税水準は基準年次に比し30%引き下げられたこととなる。しかし昨年10月下旬以降実施されている英国の15%の輸入課徴金は今回の関税引下げの影響を受けず、そのまま存続することとなった。なお準加盟国であるフィンランドからの輸入については、域内諸国側は1月1日以降10%の関税引下げを実施するが、フィンランド側の関税引下げ時期は3月1日以降となる模様。

◇英国、マーチャント・バンクの合併

英国の有力マーチャント・バンクである M. Samuel and Co. と Philip Hill Higginson Erlangers の両行はこのほど合併の基本的な合意が成立し、新銀行名を Hill Samuel and Co. と称し(新頭取は現 M. Samuel の頭取 Bearsted, 副頭取は現 Philip Hill の頭取 Kenneth Keith がそれぞれ就任予定)株主および社債権者の同意などを得たうえ、3月ごろ発足の予定である。

今回の合併の背景としては最近多くのオーバーシーズ・バンクのロンドン市場における活動が活発化し、マーチャント・バンクの分野において競争が激化しているため、これに対処して従来活動分野が異なっていた両行(M. Samuel の活動は引受け、外債発行、外国為替各業務に重点がおかれ、Philip Hill は内国債発行業務など国内業務が中心)が合併し総合的な銀行業務を営もうとするものである。なお、合併後の新銀行の総資産は162百万ポンドに達し Hambros に次ぐ規模となるとみられている。

(注) 両行の主要資産負債(64年3月末現在)

総預金	総貸出		総引受け	
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
M. Samuel	52.7	20.7	21.9	
Philip Hill	50.5	18.0	17.5	

◇英国の米国およびカナダに対する長期債務の返済延期について

英国は1964年末に予定されていた米国およびカナダに対する長期債務62百万ポンド(うち米国分49.3百万ポンド、カナダ分12.6百万ポンド)の返済につき、米加両国政府の了解を得て期限を延長することとした。

今回の返済分は1946~50年にわたってマーシャル援助

などにより米国およびカナダから借金をうけた総額49億ドル(約17.5億ポンド)の64年度延払返済分で、英国が支払を延期したのは今回が3回目(前回は57年のポンド危機の際)であるが、英国では直面している国際収支上の困難を理由として、57年に支払協定を改訂した際の繰り延べ条項に基づき延期方を申し入れたものである。なお、支払の延期は延払い期間の延長という形をとるものとされており、対米長期債務の最終支払期限は2003年となる模様。

◇英国、輸出業者に対する間接税払戻し制度の実施

英国政府は昨年10月26日、貿易収支対策の一つとして輸出業者に対し、輸出品に含まれる間接税の一部払戻し制の実施を明らかにしたが、本年1月19日、同制度の細目に関する規則(The Export Rebate Order)が公布され正式に実施されることとなった。本制度は昨年10月26日以降の通関輸出分にさかのぼって適用されるが、その概要は次のとおり。

(1) 払戻し率——平均1.9%(業種により最低1%から最高3¼%までの¼%きざみ)。

主要輸出品目の払戻し率

自動車用燃料	1%
毛織物、ウイスキー	1¼%
石炭、航空機	1½%
衣類、カーペット、機械(事務用機械も含む)	1¾%
自動車、家具	2%
薬品、フィルム	2¼%
化学製品、塗料	2½%
ブリキ、鋼管	2¾%
銅塊、陶器、ガラス製品	3%
天然肥料、鉱石	3¼%

(2) 年間払戻し総額——約80百万ポンド

主要業種の年間払戻し見込額(63/12~64/11月間輸出実績による)

電気機械	5.5百万ポンド
自動車	5.0% 以上
鉄鋼	4.5%
農業機械	2.25%
ウイスキー	1.0%
事務用機械	0.7%
ガラス製品	0.7%

なお、今回の実施細目規則で当初見込みの平均払戻し率1.5%、年間払戻し総額70百万ポンドが、上記のごとく増加したのは、昨年11月11日発表の補正予算で石油税が引き上げられ(1ガロンにつき6ペンス、即日実施)、

これに伴い輸出製品コストに占める間接税が増大したため、これを輸出業者に還元する趣旨によるものである。

◇英国、「生産性、物価および所得に関する共同宣言」の成立

政府は昨年10月の緊急国際収支対策と同時にすべての所得を含む所得政策の実施について労使双方と協議を行なうことを明らかにしたが、その後ブラウン経済相が中心となって話し合いを重ねた結果、昨年12月16日、政府、経営者(英国産業連盟—FBI—、全英製造業者協会—NABM—、英国経営者連盟—BEC—、英国商工会議所—BCC—)および労組(英国労働組合会議—TUC)の各代表による「生産性、物価および所得に関する共同宣言」(The Joint Statement of Intent on Productivity, Prices and Incomes)の調印を取り付けることに成功した。

本共同宣言の内容は次のとおり。

- ①目標——政府の経済目標は完全雇用のもとで生産および実質所得の拡大をはかることにあるが、その前提としてポンド価値の維持と国際収支の健全化が必要である。
- ②経済情勢——英国の経済力は潜在的には堅固であるが現在の情勢はきわめて不安定である。国際収支の悪化に対処してドラスチックな措置がとられたが、かかる措置は暫定的なものにすぎず、基本的には輸出の奨励と対外競争力の強化をはからなければならない。われわれは商工業における生産性の向上と、すべての貨幣所得の増加を実質総生産上昇の範囲に保つため(to keep increases in total money incomes in line with increases in real national output)の緊急かつ強力な措置をとらなければならない。政府、経営者および組合はそれぞれの責任の範囲内において次の行動をとることを決議した。
- ③政府——政府は投資の拡大、企業の近代化、地域開発、輸出促進および生産性ならびに実質所得の拡大をはかるため、国民経済発展審議会(NEDC)を通じて労使双方と協議を行ない経済長期計画を策定する。最も強調すべきことは生産性の向上にあるが、政府は企業の最新技術導入、制限的慣習の打破、独占の弊害防止、能率向上、浪費の節約ならびに不当価格の引下げをはかる政策をとるつもりである。政府は物価およびすべての所得の動向を把握し、諸方策を実施するための機関を設置する。
- ④経営者および労働組合——経営者および労組代表は

国内政策の主目標は次のようなものでなければならないと了解する。すなわち、英国企業に活力(dynamic)を与え価格面での競争を行なわせること、生産性および能率向上をはかることによって実質総生産を拡大すること、および賃金、俸給ならびにその他の形態の所得上昇を実質総生産拡大の範囲内に維持すること、さらに一般物価水準の安定をはかることである。これに伴い経営者および労組代表は全経営者、労働者に代わって次の点を誓約する。すなわち、経営者および労働者のいずれもが能率に対する各種障害(obstacles to efficiency)を打破することにたえず努め、かつ各階層において仕事に対するより厳格な規範をとり入れることに努力する(strive for the adoption of more rigorous standard of performance at all levels)。具体的な問題としては、あらゆる種類の価格および貨幣所得の動向の監視などを行なうための機関の設立について政府と協力する。

政府、経営者および労組の各代表は、以上の原則にのっとり相互信頼の精神で協力すれば、急速なる実質所得の拡大と経済的、社会的福祉を達成しうるものと確信する。

なお、ブラウン経済相は価格面での所得政策実施の資料とするため、本年1月5日、各種商業団体に対し書簡を送り、各メーカーおよび販売業者が最近販売価格を引き上げた原因などについて回答するよう要請した。経済省では上記回答を参考にして、商務省、農業省と協力の上、早急に強力な物価対策を打ち出したい意向である。

◇西ドイツ、公定歩合引上げなど金融引締め強化

ブンデスバンクは、さる1月21日定例理事会を開催、政府首脳部をも交えて現下の金融経済情勢を検討したが、その結果今後の景気過熱の進行を防止し、とくに当面騰勢を強めつつある物価動向に対処することをねらいとして、次の2措置を決定、翌22日から実施に移した(「国別動向」参照)。

- (1) 公定割引歩合を現行の3.0%から3.5%に引き上げる。なお、証券担保貸付金利も現行の4.0%から4.5%に引き上げる。
- (2) 公開市場操作対象政府証券の売り出し金利を、 $\frac{1}{2}\%$ ～ $\frac{3}{4}\%$ (対象証券の期間により引上げ幅が異なる)引き上げる。

◇西ドイツ、住宅所有証書の売出し

昨年秋、ドイツ抵当銀行(Deutsche Pfandbriefanstalt

ウィースバーデン所在)およびノイエ・ハイマート(Neue Heimat)建築協同組合(ハンブルグ所在)は、アパート建築資金調達のための新しい試みとして、住宅所有証書(Hausbesitzbriefe)を発行することを決めていたが(昭和39年7月号「要録」参照)、このほど(1月中旬)同証書を一般に売り出すこととした。

同証書の売出条件は主要次のとおり。

- (1) 売出総額30百万マルク(なお、建築所要資金総額は80百万マルク)
- (2) 額面100マルク(当初の予定100~5,000マルクを変更)
- (3) 売出価格105%(当初の予定102%を変更)
- (4) 利回りは売出し後25年間額面に対し年率最低5%をノイエ・ハイマート協同組合が保証
- (5) 当面証券市場には上場しない

◇西ドイツ、石油輸入の規制

昨年12月中旬、西ドイツのシュミッカー経済相は、国内エネルギー需給の安定的バランスを維持する趣旨から、12月10日以降石油輸入制限措置(輸入認可制)を実施するむねを発表した。この結果西ドイツの石油輸入はすべて政府(主務官庁は経済省)の認可を要することとなった。

今回の措置は当面引き続き増勢顕著な原油および燃料用石油の輸入を抑制することにより、国内の石炭需要の低下を防止し、石炭業界を保護するためにとられたものとみられている。

政府としては、同措置の実施を通じて、年間140百万トン程度の石炭需要を確保したい意向と伝えられているが、とくにEEC域内諸国からの石油輸入にこうした制限措置を適用する場合にはEEC委員会の同意が必要とされているため、今後EECの場で問題化する可能性もあり、所期の効果をあげうるかどうかについては疑問視する向きが多い。

◇フランス銀行、流動比率(coefficient de trésorerie)を引上げ

フランス銀行は1月7日、1月以降の流動比率 coefficient de trésorerie)を現行の33%から36%に引き上げることと決定した。フランス銀行の流動比率は最近季節的調整措置として弾力的に運用されており、資金需要の増大する昨秋以降は10月2%、12月さらに1%引き下げられて33%となっていた。今回の引上げ措置は、更年後の順調な銀行券の還流およびコール市場の緩和などにかんがみ予定どおり9月以前の水準に戻したものとみられている。なお今回の引上げにより、市中の流動性は総額

約21億フランだけ吸収されることになる。

◇イタリア、輸入ユーザンス期間を短縮

イタリア貿易省は1月16日以降、輸入ユーザンス期間をリラ建ておよび外貨建てのいかんにかかわらず一律90日とすることとした。

輸入ユーザンス期間は、1962年6月以降360日に定められていたが、1964年4月以降、国際収支改善対策の一環として一部耐久消費財(家庭用電気器具、ラジオ、テレビ・セット、乗用車、オートバイ、モーター・ボート、写真機、映写用機材など)については30日に短縮されていた。

今回の措置により、上記耐久消費財の輸入ユーザンス期間は大幅に延長される反面、その他の商品についてはかなりの短縮となる。

今回の措置は、最近の貿易収支が、耐久消費財輸入の増勢鈍化を主因にかなりの改善を示しており、加えて外貨準備も漸増の一途をたどっている事情を考慮して実施されたものである。また輸入ユーザンス期間の短縮される商品については、原料輸入の円滑化などに問題が生ずるおそれはあるものの、総じてみれば著しい影響はなく、また従来のように一部商品に限って輸入抑制的措置を続けることは、各国からの批判の対象にもなりやすいとの考慮が払われたものとみられる。

◇イタリア、賦払信用規制の一部緩和

昨年12月23日、政府は200cc以下のモーターバイクおよびテレビ・セットを賦払信用規制(頭金率25%、期間2年)の対象から除外することを決定した。

本措置は、上記2部門の売上げが最近著しく低下し、生産および雇用面に少なからぬ影響を及ぼしつつある事情にかんがみ採られたものである。

◇オランダ、所得税の減税

オランダ政府は、かねて総額10億ギルダーに及ぶ所得税減税を国会に対して提案していたが、昨年12月同減税法案はほぼ政府原案どおり国会を通過した。この減税額のうち、半分は1965年7月1日以降実施され、残り半分は本年末までのできるだけ早い機会に実施されることとなっている。

今回の減税は、オランダ経済がひところの過熱傾向からようやく脱却しつつあるときに実施されるものだけに、今後とくに個人消費動向にどのような影響を与えるか注目されよう。

なお、上記所得税減税と並行して、たばこ・ガソリン

税(間接税)の引上げが実施(増収額10百万ギルダー)される模様である。

◇オランダ、賃金協定をめぐる動き

昨年12月上旬、オランダ政府は一般賃金協定による1965年の賃金上昇率を4.7%(昨年は10%)とすることを労使双方に提案したが(注)、労働者側は同賃金上昇率を5%とするほか、企業収益の状況によってはさらに5%を積増しすること、最低賃金を週110ギルダーとすることなどを要求して、政府案を拒否した。

これに対し、使用者側は、上記労働者側の主張は事実上本年中10%の賃金引上げ要求と等しく、さらに過去の経験に徴し現実の賃金上昇率は常に協定賃金上昇率を上回っていること(昨年協定10%、実際15%)を指摘、労働者側の主張には応じられないとした。

(注) オランダでは、労使同数の代表からなる「労働協会」(Labour Foundation)の要請に基づき、政府が賃金上昇率につき一般指針を発表し、同協会はそれに基づいて毎年一般協定賃金上昇率を決める。ただし、同協会の結論は個別企業内の賃金交渉を拘束しない。

こうした労使双方の意見対立の結果、労働協会での交渉はかなり難行したが、1月上旬、①本年の協定賃金上昇率は5%を限度とする、②そのうち2%は一律に1月1日以降実施、③残りの3%は各企業内の賃金契約更改時に実施、という線で一応の結論を出した。

しかし、本年中の現実の賃金上昇率が上記5%以内に押えられるかどうかについては、疑問視する向きが多い。現に政府でさえ、その「経済見通し」の中で最悪の場合には6%程度の賃金上昇は避けられないとしており、今後の各業界における賃金交渉の動向が注目される。

◇スイス、市中割引金利の引上げ

スイス市中銀行は、昨年12月中旬一流商業手形の最低割引金利を従来の2.5%から3.0%に引き上げることを決め、12月15日以降実施した(なお、国民銀行の公定割引歩合は2.5%)。

スイスの市中割引金利は、昨年4月2.0%から2.5%へ引き上げられたが、その後もコール・レートの高騰(翌日物5月2.25%→12月2.75%、3ヵ月物5月3.38%→12月3.75%)など、金融市場のひっ迫傾向が続いている。今回の再引上げ措置は、そうした金融情勢に対処してとられた調整措置である。ただ、今回の引上げの結果、市中金利が公定歩合を上回ることとなったが、国民銀行としては、国内景況に若干ながら鎮静化のきざしがみえ始めていることもあり、当面情勢の推移を静観する態度を

とっている。

◇スイス、市中貸出規制を継続

スイスでは、昨年5月以降景気抑制策の一環として市中貸出規制(詳細は昭和39年5月号「要録」参照)が実施されてきたが、このほど国民銀行は1965年にも同措置をほぼ従来どおり継続実施することを決定した(1月1日以降実施)。

これにより、本年中の市中新規貸出額は、1960年ないし61年の増加額のうちのいずれか大きい方の79%以下(ただし、抵当貸出については従来の108%以下を120%以下に改める)に抑制されることとなった。今回抵当貸出につきかなりの緩和措置が講ぜられたのは、最近における金融市場のひっ迫持続から、とくに地方公共団体の資金調達に窮屈化し、病院、老人ホーム、学校など公共施設の建設が渋滞傾向にあるため、本年にはとくに抵当貸出の面でなんらかの資金手当が必要であると判断されたことによるものとみられる。

◇ノルウェー、物価凍結令の撤廃

ノルウェー政府は、昨年11月1日取引高税を10%から12%へ引き上げた際、これに便乗して増税額以上に不当な値上げが行なわれるのを防止するため、11月5日以降すべての物価を凍結する暫定措置を実施、次いで、12月にはいり取引高税引上げ範囲内に限り値上げを認める措置をとった。その結果12月中に妥当な範囲での値上げが一応完了したとみられるに至ったため、本年1月2日以降上記物価凍結令を廃止することとした。

◇ノルウェー、市中貸出抑制措置の延長

ノルウェー銀行は、昨年未適用期限の到来した市中貸出抑制に関する市中金融機関との紳士協定(1962年成立、その後62、63年末にそれぞれ適用期限を延長)を、一部修正のうえ、さらに本年未まで延長適用することとした。

今回の措置に伴い、商業銀行は本年中の各月末のクローネ建貸出総残高を83.5億クローネ以内(昨年中の残高限度79億クローネ)に抑制するとともに、外貨建貸出の増加額を1億クローネ相当額以内に押えることとなった。また、貯蓄銀行については、本年末の貸出総残高を75.5億クローネ以内(昨年中の残高限度70億クローネ)におさめることになっている。

このように金融引締め方針が堅持されたのは、①国際収支(経常勘定)は昨年中5.5億クローネの赤字と前年(13.9億クローネ赤字)に比し著しい改善をみたが、これ

はもっぱら海運収入の受取増加と船舶輸入の減少に基づくものであり、本年には再び船舶輸入の上昇が見込まれ、景気好調(とくに建築部門)による一般輸入の増加傾向とあいまって国際収支の悪化(本年中見込み10億クローネ赤字)が予想されること、②昨年後半以降労働需給のひっ迫から賃金の上昇が目立ち、物価の先行きになお懸念が残されていること、などの経済諸情勢を考慮したためとみられる。

ア ジ ア 諸 国

◇フィリピン、外貨集中制度の一部変更

フィリピンでは、1962年1月の貿易、為替自由化の実施以降、輸出受取外貨の20%は公定レート(1ドル=2ペソ)で集中し、残余の80%は自由レート(現在1ドル=3.9ペソ)による制度を実施してきたが、12月1日、中央銀行は1962、63年の年平均輸出額が2百万ドル以下の輸出品目については全額自由レートを適用することに決定、同日の輸出承認分から実施した。

政府は今回の措置を新興輸出産業の育成、強化を目的としたものと発表しており、同国の主要輸出品であるコブラ、砂糖、アバカ、木材などは含まれていない。このため、本措置の適用を受ける輸出額は年間25百万ドル程度(輸出総額の約4%)にとどまるものとみられている。

◇イスラエル、生計費指数リンク制社債の発行

同国の長期金融専門機関である投資会社(Investment Corporation、1961年設立、資本金15百万イスラエルポンド)は、このほど、「償還金額を生計費指数とリンクする」旨の約款を付した社債を発行する旨発表した。

最近同国の経済が巨額の外資流入を背景に急速な拡大を示し、物価の騰勢(年間+7%程度)もかなり目立っているため、新規発行社債消化を円滑ならしめることを目的として、インフレヘッジの恩典を付したものである。

なお、同社債は、年利5.5%、期限7~16年で、本年1月中旬に2百万イスラエルポンド発行され、その代り金は主として地方公共団体貸付に向けられる予定。

◇シリア、産業国有化の実施

同国政府は、本年1月2日、建築、砂糖、セメント、陶磁器、ガラスなど112社、資本総額1億ドルに及ぶ広範な企業国有化を発表した。

同国ではかねてから、国家社会主義を標ぼうし、すでに1963年5月の銀行国有化をはじめ、1964年4月には織維業を中心とする一部大手企業の国有化を実施してお

り、今回の措置もこうした政策の一環としてとられたものである。

なお、こうした国有化の進展に伴い、従来の「国有化委員会は」廃止され、新設の「社会主義公共部門局」が国有企業運営の任にあたることとなった。

また、国有化に伴う補償としては、国債(年利3%、15年償還)が交付される。

◇レバノン、平価切下げ

レバノン政府は、本年1月1日から法定平価を1米ドル2.19レバノン・ポンドから3.08レバノン・ポンドに変更する旨発表した。なお、これに伴うIMF平価の変更については目下IMFと協議中である。

同国では、1947年7月IMF平価を設定(1米ドル=2.19レバノン・ポンド)し、現在に及んでいるが、この間1948年における為替管理の全面的撤廃以来、市場取引は全て自由為替相場(ここ数年間1米ドルにつき3レバノン・ポンド中心)に基づいて行なわれているため、IMF平価ないし法定平価は単に政府会計における名目的換算相場として使用されるにとどまっていた。

その後、1964年4月中央銀行が設立され、同行に為替操作の権限が付与されることとなったのに伴い、今回の措置がとられたものである。

◇アラブ共同市場の発足

中近東のシリア、イラク、クウェート、ヨルダン、アラブ連合5か国による「アラブ共同市場」が、本年1月1日正式発足をみた。

これは、昨年8月、上記5か国が経済統合をめざして確認した①対外共通関税の設定、②域内貿易ならびに資本取引の自由化、③労働力移動に対する制限撤廃、④産業、運輸、財政、金融政策の調整などを推進する旨の基本方針にもとづき成立したもので、さしあたり、その第一段階として、次の措置を実施するものである。

- (1) 域内関税については、農産品は向こう5年間にわたり、毎年20%ずつ、工業品は10年間に毎年10%ずつ引き下げる。
- (2) 可及的すみやかに域外共通関税を設定する。

共 産 圏 諸 国

◇ソ連、低開発諸国からの輸入関税撤廃

ソ連は本年1月1日以降、低開発諸国からの輸入商品に対する関税を撤廃した。この措置は、昨年の国連貿易開発会議において低開発諸国が一次産品輸出の促進のため

め先進諸国に対し、保護貿易政策の修正を強く要望していたことから、低開発諸国の要請に答えたものとして注目される。

ソ連の関税制度は、1961年10月1日に改正され、従来の単一関税制度から最高税率と最低税率の二本建てとなったが、最低税率はソ連が最恵国待遇を与えている国からの輸入商品に対して適用され、無税扱いの品目もかなりある。一方最高税率はそれ以外の国との取引に適用されることとなっている。

最高税率は最低税率の平均10～15%の高率であるが、現在低開発諸国のうち、アジアおよびアフリカ諸国の大部分はすでにソ連と最恵国待遇の取決めを行なっているので、その主要輸出品(ゴム、ジュート、果物、ココア、茶など)については、ソ連において無税扱いか、あるいは最低税率が適用されている。一方ラテン・アメリカ諸国の大部分はソ連とは最恵国待遇の取決めを結んでいないので、これまでその輸出品には最高税率が課されていた。すなわち従来の関税率(ソ連港着CIF建て輸入価格に賦課)の最高はたとえばコーヒー20%、ココア12%、植物油15%、最低はコーヒー5%、ココア無税、植物油3%であった。したがって、今回の措置はこれら諸国のソ連向けコーヒー、ココア、植物油などの輸出の増大に一応好影響を与えるものとみられている。

◇ソ連の1965年度国民経済発展計画と国家予算

ソ連最高会議は、昨年12月11日、1965年度の国民経済発展計画および国家予算を承認したが、その主要な計画目標および予算の内訳は次のとおりである。

経済計画の主要目標

(前年比増・%)

	1965年目標	1964年暫定実績
国民所得	8.0	5.0
工業総生産	8.1	7.8
うち生産財	8.2	8.2
消費財	7.7	6.5
国民の実質所得 (1人当り平均)	7.3	3.9

国家予算

(単位・十億ルーブル)

	1965年		1964年	
	比 重	%	比 重	%
(歳入)				
社会主義経済からの収入	91.7	91.9	84.7	92.2
うち 利潤控除 取引税 アルコール所得 など	31.6	31.7	29.5	32.1
住民からの収入	39.1	39.2	35.2	38.2
うち 住民税	21.0	21.1	20.0	21.8
計	8.0	8.0	7.2	7.8
	7.3	7.3	6.7	7.3
	99.7	100.0	91.9	100.0
(歳出)				
国民経済費	42.4	42.6	38.7	42.3
社会・文化費	37.5	37.7	32.8	41.8
国防費	12.8	12.9	13.3	14.6
行政費	1.2	1.2	1.1	1.2
計	99.5	100.0	91.4	100.0
(歳入超過)	0.2		0.5	